

令和2年5月15日



担当課	子育て支援課
担当者	坂井、増田
電話	(073) 435-1329
内線	5211、5212

妊婦さん応援事業について

特別定額給付金は令和2年4月27日を基準日としており、翌4月28日以降に出産する新生児は支給対象となりません。

新型コロナウイルス感染症予防対策に留意して過ごしている妊婦さんに対し、応援の給付金を支給します。

○概要

1、支給対象者

令和2年4月27日時点で出産していない妊婦の方で、令和2年5月31日までに母子健康手帳の交付を受けている方

※5月31日までに母子健康手帳の交付を受けていない方は、4月28日時点で妊婦であることがわかる医師の診断書等が必要です。

2、支給手続方法

6月上旬に支給対象者あてに申請書の送付を行い、返信用封筒にて郵送による申請手続きを行っていただきます。

上記1の※印に該当する方は、申請書が送付されませんので、下記のところまでお問い合わせください。

3、支給額 妊婦さん1人あたり10万円

4、支給時期

6月中旬支給予定

5、お問い合わせ先

妊婦さん応援事業担当窓口 073-435-1315

